

使用料の減免について

減免対象団体及び減免対象額は以下のとおりです。ただし、非営利目的の使用の場合に限ります。

対象団体		基本 使用料	冷暖房 使用料	備品等 使用料
1	当該地域住民で構成される地域づくり又は地域福祉のいずれかを目的に活動する団体（自治会、地域づくり組織、消防団、福祉推進協議会など）がセンターの設置の目的に沿って使用する場合	○	○	○
2	官公署その他の団体が本市行政の一環として、本市が参加して使用又は福知山市が行政の一貫として使用するため、当該所管課長名で申請しセンターを使用する場合	○	○	○
3	福知山市に事務局を置く機関が当該所管課長名で申請し、センターを使用する場合	○	○	○
4	福知山市学校教育振興会が教育委員会を經由の上会長名で申請し、センターを使用する場合及び福知山市立学校設置条例に規定する学校が教育委員会を經由の上申請し、当該地域のセンターを学校行事として使用する場合	○	○	○
5	センターを当該地域の地域公民館運営協議会又は当該地域の地区公民館が使用する場合	○	○	○
6	社会教育関係団体が会長名で申請し、その本来の目的の達成のためにセンターを使用する場合	○	○	○
7	社会教育関係団体に加盟（構成）する各団体がそれぞれの協会会長又は学区会長等の承認を受けて、当該団体の会長名で申請し、その本来の目的の達成のためにセンターを使用する場合	○	×	×
8	センターを当該地域の住民が申請し、使用する場合	○	×	×